

生徒心得

総 則

1. 常に本校生徒としての誇りを持ち、個人の人格の完成を目指すと共に、平和な国家及び社会の形成者としての責任を自覚し、真理を愛し正義を守り勤労を尊び、心身ともに健全な国民となることを心掛けなければならない。
2. あらゆる機会あらゆる場所においてすぐれた人格と見識を育成することに努力し、学習を尊重し実際に即した生活態度を確立し、師友の敬愛と協力とによって進んで校風の発展につとめなければならない。

校内生活

3. 年長者に対してはもちろん生徒相互間に於いても常に敬愛の念をもって交わり、礼儀正しく行動しなければならない。
4. 服装は生徒としてふさわしい質素清潔なものでなければならない。頭髪もまた同じである。
5. 登校及び下校は学校の定めた時刻を厳守しなければならない。オートバイ・自動車での通学は禁止する。自転車での通学は届け出制により許可をする。(生徒指導部に登録し、ステッカーを購入して、所定の位置に貼る。自転車使用の際はルールとマナーを守ること。雨天時は、カッパ・レインコートを着用すること。) また、休日の登校者は制服を着用する。
6. 学校の建物・器具・樹木その他すべての公共物は丁重に取り扱い、もし亡失または破損したときは直ちに届け出て(ホームルーム担任)金銭または物品で弁償しなければならない。
7. 公衆道徳を守り、常に校舎内外の清潔整頓に心掛けること。また、ごみを棄てるときは、分別のルールを厳守すること。
8. 必要以上の金銭を持ったり、学習に必要なものを持って来てはいけない。また、みだりに生徒間で、金銭または物品の貸借をしたり、無許可で物品を売買してはならない。なお、持ち物には必ず記名すること。
9. 告示はこれを掲げた日から一般に了解されたものとみなす。絶えず注意しなければならない。
10. 通知表その他学校から家庭への通信などは確実に保護者に連絡しなければならない。
11. 考査には特に厳正なる態度をもって臨み次の事項を守らなければならない。
 - ① 必要以外の持ち物はすべてかばんの中にしまうこと。
 - ② 用具の貸借はしないこと。
 - ③ 不正行為のあった者は特別指導の対象とする。

校外生活

12. 本校生徒は校外においても常に生徒としての自覚をもって行動し、学校の名譽を汚すような言行は厳につつまなければならない。
13. 常に自学自習に励むとともに進んで家事を手伝い、家庭の良き一員とならなければならない。
14. 住所を変えたときは速やかに届け出ること(ホームルーム担任)。
15. 外出の際は服装を整え、行く先、用向及び帰宅の予定時刻を家人に告げておき、みだりに他人の家などに宿泊してはならない。
16. 遠方へ旅行をするときは次の事項を明記して届け出ること(ホームルーム担任)。
 - ① 引率者
 - ② 目的及び旅行先

③ 期間

④ 連絡方法

17. クラブ・酒場・麻雀屋・競馬・競輪・パチンコ店その他非教育的な場所に立ち入ってはならない。
18. 不健全な出版物の閲覧や生徒としての品位を傷つけるような遊戯はしてはならない。
19. 電車等乗降の際は規律に従い、高声で談笑したり車内を汚したりしないこと。また老幼傷病者には席を譲るようにすること。

その他

20. 団体を作ろうとするとき、またはその会則を変更しようとするとき、その主旨及び会則を添えて届け出ること（生徒指導部）。
21. 校外の団体に参加するときは、事前に届け出なければならない（ホームルーム担任）。
22. 校内外で集会を催すときはその日時・場所・目的・責任者等を届け出なければならない（生徒指導部）。
23. 掲示しようとするときは次の事項を明記して許可を受けること（生徒指導部）。
 - ① 責任者
 - ② その内容
 - ③ その場所
 - ④ 期間
 - ⑤ 回収の方法
24. 印刷物を作ったときは、その印刷物を添えて配布前に遅滞なく届け出ること（生徒指導部）。
25. 特定の政党を支持したり、また反対したりするための活動をしてはならない。
26. 本校生徒は成年者といえども飲酒または喫煙してはならない。
27. 校内外を問わず私的制裁または暴力を用いてはならない。
28. 欠席・遅刻・早退をした場合には文書または生徒手帳で速やかに届け出ること（ホームルーム担任）。
29. 早退または外出するときは、ホームルーム担任から早退または外出許可証の交付を受けこれを所持しなければならない。
30. 生徒は上の項目を十分に心得るとともに自ら進んで学校の指導を受け、よって本校教育の目的達成をはからなければならない。もしこれを軽視したり無視したりして本校生徒としてふさわしくない行為のあったものは、指導を受ける。

（参考）賞罰、特別指導について

・精勤な者、操行学業共に優秀な者、または特殊な善行のあった者はこれを褒賞することがある。

・学校長は教育上必要と認めるときは以下の特別指導を行う。

①退学 ②謹慎 ③訓告 ④訓戒

・学校長は次に該当する者があるときは退学を命ずる。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認めた者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認めた者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 学校の秩序をみだしその他生徒の本分に反した者

服装その他の細則

31. 服装について（平成元年4月1日より、平成3年9月18日一部改正、平成27年12月1日一部改正）

① 登校・下校には必ず制服を着用し、校章（学校が指定するマークを含む）をつけ生徒手帳・身分証明書を所持する。

② 制服は学校指定店で購入すること。

③ 男子の制服は、次に定める通りとする。

（ア）冬 服

紺の指定学生服上下（上着には校章を付けること）

水色の指定の長袖ワイシャツ（校章プリント付き）

紺の指定セーター（四商マーク付き）

紺の指定ニットベスト（四商マーク付き）

白無地の靴下（くるぶしが隠れる丈）

（イ）夏 服

紺の指定ズボン（四商マーク付き）

水色の指定の半袖ワイシャツ（校章プリント付き）

紺の指定セーター（四商マーク付き）

紺の指定ニットベスト（四商マーク付き）

白無地の靴下（くるぶしが隠れる丈）

④ 女子の制服は、次に定める通りとする。

（ア）冬 服

リボン着用

紺の指定の上着（上着には校章を付けること）

グレーのチェックの指定ベスト

グレーのチェックの指定スカート

水色の指定の長袖ブラウス（校章プリント付き）

紺の指定セーター（四商マーク付き）

紺の指定ニットベスト（四商マーク付き）

白無地の靴下（ルーズソックスは不可、くるぶしが隠れる丈）

ストッキングは薄茶色のみ可

（イ）夏 服

グレーのチェックの指定スカート

グレーのチェックの指定ベスト

水色の指定の半袖ブラウス（校章プリント付き）

紺の指定セーター（四商マーク付き）

紺の指定ニットベスト（四商マーク付き）

白無地の靴下（ルーズソックスは不可、くるぶしが隠れる丈）

⑤ コートは男女とも、紺無地のスクールコート又は、紺（無地）又は黒（無地）のPコート又はダッフルコートとする。上記のものと同一に見えるものは着用を認める。ただし事前に生徒指導部の承認を受けること。

- ⑥ 紺の指定セーター・ベスト（四商マーク付き）について、男女共、夏は登下校時受講時も可。冬は女子の場合、ベストのかわりとして上着の下に着用も可。男子の場合上着の下に着用のこと。
 - ⑦ 頭髪は高校生らしく清潔であること。（パーマや脱色、染色、エクステ等は禁止する。）天然パーマ・くせ毛・頭髪色が染色・脱色とされていてしまいそうな人は生徒指導部に届けを提出すること。
 - ⑧ 化粧はしない。装飾品は付けない。（指輪、マニキュア、アイシャドウ、ピアス、ネックレス、口紅等は禁止する。）
 - ⑨ その他
 - (ア) 登下校履きは靴であること。ハイヒール・ブーツ・サンダル・下駄等は禁止する。
 - (イ) 制服は常識の範囲内で着用し、流行に左右されることがあってはならない。
 - (ウ) やむをえず規定外の服装をするときは異装届を生徒指導部に提出し許可を得てから着用する。
 - (エ) 制服は改造を加えたり、変形してはならない。加工・変形した制服は全て没収指導する。（上着丈、スカート丈、ズボンの裾幅、渡り幅、ハイウエスト等）
 - (オ) ルーズソックス等は没収指導する。
 - (カ) 夏服の着用期間は6月1日より9月30日とする。ただし、その前後一週間を目安に移行期間を設ける。
32. アルバイトは禁止する。止むを得ずアルバイトをするときは、保護者の許可を得て担任に届け出る。
33. 学校生活に不必要な物は持参しない。持参した場合は没収指導する。